

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第7巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 教育権分離返還構想, 日航の沖縄運航, 米国大統領選, 沖縄主席選挙, 米国側担当者の私見, 沖縄関係特別措置費, 土地問題, 立法院, 要望書, 琉球列島の統治に関する大統領令, 沖縄・小笠原及び級委任統治関係, 岸大臣 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43634

海外に於ける沖縄住民の保護及領事事務入丸理

海外に於ける沖縄住民の保護全般領事事務ノ辦理

昭和41年5月

海外にある「沖縄住民」の
保護及び沖縄関係領事事務
の処理について

目 次

I	沖縄施政機構の概要	1
II	「沖縄住民」の範囲	4
1.	琉球法制上の規定と米側の取扱い	4
2.	海外において特別の考慮を要する 「沖縄住民」の範囲	8
	(参考) 「琉球住民」の海外渡航手続	13
III	「沖縄住民」の国籍	23
IV	本土及び沖縄における沖縄関係戸籍 の取扱い	25
V	「沖縄住民」の在外における保護に ついての基本方針	31
VI	沖縄関係領事事務に関する具体的説明	37
1.	戸籍、国籍事務	37
	(参考) 沖縄への転籍の手続	39
2.	遺産事務	44
3.	証明事務	46
4.	船員、船舶関係事務	47
5.	「沖縄住民」の海外からの帰国援助	50
6.	日本旅券の発給	54
7.	在外邦人の沖縄への渡航	56

(注) 本書においては、原則として、わが国における通常の呼称である「沖縄」及び「沖縄住民」の呼称を用いたが、米側及び沖縄現地の法制上は「琉球」(Ryukyus, Ryukyu Islands) 及び「琉球住民」(Ryukyuans, Residents of the Ryukyu Islands) の呼称が用いられることが通例であるので、これらの法剖から引用する等の場合には、「琉球」及び「琉球住民」の語を用いた。

I 沖縄施政機構の概要

沖縄関係事務についての理解に資するため、まず、沖縄における施政の組織、機構について略述する。

琉球列島（昭和28年12月14日付奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づき復帰した奄美群島の地域を除く北緯29度以南の南西諸島。旧沖縄県の行政区域と一致する。）の領域及び住民は、平和条約第3条後段の規定に基づき、現在米国の行政、立法及び司法上の権力の行使下におかれている。すなわち、米国は、沖縄那覇に太平洋方面総司令官在琉球代表、在琉球米陸軍司令官及び米陸軍第9軍司令官を兼ねる琉球列島高等弁務官（High Commissioner of the Ryukyu Islands）を最高責任者とし、その下に民政官（Civil Administrator）等のスタッフを有する琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands 略称 USCAR）を設立して、施政の任に当らしめている。

琉球列島米国民政府は、高等弁務官の名において、法令（布告、布令、指令）を公布し、琉球政府の立法案を拒否し、立法を無効とし、公務員を罷免し、刑の執行を変更する等の権能を有し、独自の裁判所制度を維持しているが、通常の施政は、沖縄の住民により構成され、行政、立法及び司法の3機関よりなる琉球政府（Government of the Ryukyu Islands）を通じて行なつてゐる。

琉球政府行政機関の長は、行政主席であり、その下に副主席及び事務機関がある。琉球政府の立法機関は、住民の選挙によつて選ばれる32名の議員によつて構成される琉球立法院であり、その制定する法律は、「琉球政府立法」と呼ばれてゐる。

なお、沖縄に関する日米間の協力機関として、昭和39年4月東京に日米協議委員会が、那覇に日米技術委員会が設置された。これら両委員会は、日本政府の対沖縄経済技術援助予算に

ついて協議し、日米の援助に関する政策を調整することを目的として発足したものであるが、昭和40年4月に至り、協議委員会の機能は、「。。。経済援助についてのみならず、（琉球）諸島の住民の安寧を引継ぎ向上させるため、日本国及び合衆国が協力することができるその他の事項についても協議することができるよう拡大」された。

II. 「沖縄住民」の範囲

1. 琉球法制上の規定と米側の取扱い

琉球住民の地位及び権利義務並びに琉球政府の行政、立法及び司法の各組織運営等を具体的に明示した米国民政府布令第68号「琉球政府章典」は、その第3条において、「琉球住民（Ryukyuan）とは、琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載されている自然人をいう。」と定義している。しかし、さらに具体的に各種法令の実際上の取扱いぶり等をみると、たとえば民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」は、「琉球列島に本籍を有し、かつ、琉球に現在居住しているもの」をもつて琉球列島居住者（Residents of the Ryukyus）と定義しており、さらに琉球住民の渡航管理に関する民政府布令第147号では、「琉球住民とは、琉球列島に本籍を有し、かつ、現在琉球列島に居住している者をいう。」と規定されている（「琉球列島に本籍を有するもの」あるいは「琉球の戸籍簿」の意味については、後述Ⅳ戸籍の章参照）。

また琉球への出入管理の実際上の措置としても、琉球に本籍を有するものであっても琉球列島以外の地域に居住しているものの琉球への入域については、日本國政府発給の身分証明書、旅券もしくは国籍証明書を携行し、民政府による事前の入域許可をうることが要求されている。しかしながら、琉球政府出入管理部1954年4月5日付「取扱要領」によれば、これらのものが一旦琉球列島に上陸した後は、琉球列島出入管理令を適用しないこととしている。これは、琉球に本籍を有するものは、琉球列島上陸後は、「琉球住民」としての取扱いを受けるべきであるとの趣旨によるものと思われる。ただし、同取扱要領は、これらのものが琉球列島から再び日本または諸外国へ渡航する場合には、当該人の自由意思により、(1)有効な日本政府の身分証明書、旅券または国籍証明書で渡航するか、(2)民政府発給の日本渡航証明書または身分証明書により渡航するか（この場合、事前の許可なし

に琉球への再入域が保証される。)について選択することが認められている。上記(1)の選択が認められていることは、琉球住民の渡航管理に関する布令第147号第13条10が、「永住のため日本に渡航する場合には、当該日本渡航証明書は、当該名義人が琉球列島へ帰島する効力がない。」としていることとともに、注目すべき事象である(ただし、実際の取扱い上では、永住のための日本渡航証明書でも再入域は認められているようである。)。すなわち、沖繩施政当局としては、建前上琉球列島内において住民としての取扱いをうけていたものであっても、沖繩出域に際し、沖繩への再入域の意思のないことが明らかなものについては、「琉球住民」としての再入域の保証を与えないとしているのである。これらのものが、たまたま海外に出た場合に、米側は、「琉球住民」として取扱うかどうかの問題がありうるが、米側としても、海外における「琉球住民」の

範囲については、必ずしも割り切つていなければ、後述Vでふれる「琉球住民」の保護に関する國務省より在外公館あての訓令の中でも、当該個人の「琉球住民」たる地位に疑義がある場合には、國務省へ諮詢すべき旨が述べられている。

一方、琉球列島に終戦前より居住しているものであっても、琉球列島以外の地域に本籍がある日本國國民は、非琉球居住者として取扱われ、登録の義務が課せられており、これらのものが海外にある場合に、米側がこれを「琉球住民」として扱わないことはもちろんである。

2. 海外において特別の考慮を要する「沖縄住民」の範囲

「沖縄住民」の海外における取扱いについて特別の考慮を要する主たる理由は、これら住民について、日米両國の保護が競合する関係にあることである。従つて本稿の対象とする

「沖縄住民」の範囲も、上記ノ琉球法制上の「琉球住民」の範囲と一致すると考えて差支えないが、在外公館による取扱いという実際的な観点から、これをあらためて定義し、説明を加えれば、次のとおりとなろう。

日本戸籍上沖縄に本籍を有するものであつても、「琉球の戸籍」に記載されていないものはもちろん、たまたま「琉球の戸籍」に記載されているものであつても、終戦前より現在に至るまで引続き日本本土または外国に居住しているものは、かつて琉球列島占領米軍

当局あるいは米国民政府の施政下に入つた事実はないので、原則として沖縄以外の地域に本籍を有するものと特に区別して考える必要がない。

「沖縄住民」、「琉球住民」等と称せられてその法律上の地位及びその海外における取扱いに若干の特別の考慮を要するのは、原則として次の(1)、(2)のいずれかに該当するもの

と定義しえよう(実際上は、沖縄より出域するに際して、~~其~~)

米国民政府発給の日本渡航証明書または身分証明書を携行すべき者であるかどうか、及び現に米国民政府または沖縄占領米当局発給の身分証明書を所持しているかどうかにより確認することとなろう。)

- (1) 琉球戸籍法上、琉球列島に本籍を有し、同地に住所または居所を有している者。
- (2) 米国の施政下におかれれた後に、沖縄を離れ(終戦後サンフランシスコ平和条約発効までの間に沖縄占領米当局の許可をえて沖

繩を離れた場合を含む。)、沖縄に住所または居所は有しないが、琉球戸籍法上、琉球列島に本籍を有する者。

しかしながら、実際の取扱いにあたつては、たとえ上記の意味での「沖縄住民」であつても、もはや沖縄に生活の本拠を有しない者については、たとえば、本人が沖縄に再入域する意思を有せず、また沖縄の施政権者たる米国による保護を要しない場合のごとく、その取扱いについて特別の考慮を要しない場合もあると考えられる。

逆に、上記の定義による「沖縄住民」でなくとも、海外において沖縄住民の配偶者や直系卑属となつた者、さらには「琉球の戸籍」にその本籍が記載されているか、または実際に記載されていなくとも記載されうべき者で、唯一の縁故者が沖縄に居住している等の事情により、上記(1)、(2)には該当しないが、身分的に沖縄に強いつながりのある者については、「沖縄住民」に準じた取扱いをすることが適当な場合(たとえば、沖縄に送還される場合)もありえよう。

これらの者については、ケース・バイ・ケースに取扱うことが適當であり、要すれば、その都度米側と協議することも考慮すべきであろう。

なお、上記の「沖縄住民」に準ずる取扱いを可とする者のうち、琉球列島外で生まれた「米国民政府の日本渡航証明書または身分証明書を所持する者の出生による15才未満の子」は、琉球政府出入管理部長の通達により、親の申請に基づき、日本渡航証明書または身分証明書の発給をうけうることとなつてゐる。このようにして、海外において身分証明書の発給をうけたものは、「沖縄住民」として取扱うべきであろう。一方、沖縄住民が、海外において婚姻した場合の配偶者、その他海外にありながら、出生以外の理由により琉球列島に本籍を有するに至つた者については、かかる取扱いは行なわれていないようである。従つて、これらの者は、海外において身分証明書を取得することはできず、沖縄への入域に当つては、本土籍者と同様に、あらためて入域許可をとりつけることを要することとなる。

また、日本の戸籍法上は沖縄への転籍も自由であるが、「琉球の戸籍」に記載されるためには、それが身分上の変動を伴わない転籍の場合には、事前の許可を要することはもちろんであるが、養子縁組、婚姻等身分行為がなされた場合でも、成年者が沖縄住民の養子となるとき、あるいは成年男子、沖縄住民たる女子と妻の氏を称する婚姻をなしたときは、民政官の事前の許可を要することとなつてゐる。このように、日本の戸籍上は、沖縄に本籍を取得し、しかも「沖縄住民」と身分上の密接なつながりをもつに至つた場合においても、一定の条件が整わぬ限り、「琉球の戸籍」に記載されず、従つて米側においては、「琉球住民」たることを認めない場合があることは、おそらく実際上その例は少ないであろうが、一応注意を要する点である。

(参考)

「琉球住民」の海外への渡航手続

1. 「琉球住民」が海外に渡航するには、「日本渡航証明書」により、まず本土に渡り、日本において旅券の発給をうけて外國に渡航する場合と、沖縄において米国民政府発給の日本本土以外の地域への渡航のための「馬分証明書」の交付をうけて、外國に渡航する場合の2つの方法がある。

「琉球住民」の日本本土及び海外への旅行に関する管理及び手続を規定しているのは、1955年8月13日付民政府布令第147号「琉球住民の渡航管理」である。

2. 「日本渡航証明書」とは、「琉球列島高等弁務官の命により、発給する渡航文書で、琉球住民の身分を証明するとともに、日本への旅行及び琉球列島への再入域を許可するもの」であり（同布令第4条）、その発給を申請するためには、戸籍謄本または戸籍抄本1通及び写真2葉

とともに、申請書2通を琉球政府出入管理部に提出する（同布令第6条）こととなつてゐる。その有効期間については、「普通日本渡航証明書は、当該渡航証明書の名義人が、琉球列島に不在期間中有効とし、当該渡航証明書の名義人の帰島により効力を失うものとする。」（同布令第13条3）とされているが、普通証明書のほか、「3年間有効の数次往復用日本渡航証明書」もある。

なお、「永住のため日本に渡航する場合には、当該日本渡航証明書は、当該名義人が琉球列島へ帰島する効力がない。」（同布令第13条10）（実際の取扱い上は、帰島が認められていることは前述のとおりである。）。

日本渡航証明書は、本来「日本への旅行。を許可する」ものであるが、当該名義人が、本土に立寄り、日本国旅券を所持して海外へ旅行することは、法律上も説明可能であり、慣行上も認められている。名義人が、本土経由帰島する場合はもちろん、外國より直轍、日本渡航証明書により帰島した場合にも、再入域等に關し

問題の生じた例はないようである。

3. 「身分証明書」とは、「高等弁務官の命により住民の身分を立証し、日本以外の地域への渡航並びに琉球列島への再入域を許可するため、旅券に代わり発給される渡航証明書」である（同布令第18条）。「日本渡航証明書に適用する条件及び規定並びにその他の関係規則は、身分証明書にも適用」される（同上）。ただし、上記の永住と帰島の効力に関する布令第13条10の規定は、琉球政府法務局出入管理庁の「琉球住民の渡航管理事務処理規程」による実際上の取扱いで、「身分証明書」には適用されない。
4. 「日本渡航証明書」及び「身分証明書」の形状は、旅券に類似しており、主な記載事項は、次のとおりである。

日本渡航証明書

表 紙

JAPAN TRAVEL DOCUMENT

United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands

日本渡航証明書

琉球列島

米国民政府

赤褐色

- 16 -

第 1 頁

No. _____

This is to certify that _____

a Resident of Ryukyus, whose
photograph and description
appear hereon, is authorized to
travel to Japan.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

19

- 17 -

第3頁

証文

明する。
該当する琉球住民
は日本へ旅行するものであることを証
明する。

一九年五月一日

琉球列島高等弁務官

- 18 -

身分証明書

表紙

綠色

CERTIFICATE OF IDENTITY
United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands
Government of
The United States of America

身分証明書

琉球列島
米国民政府
亜米利加合衆国政府

- 19 -

第3頁

The High Commissioner of the Ryukyu Islands hereby
requests all whom it may concern to permit safely and
freely to pass, and in case of need to give lawful aid
and protection to:

a resident of the Ryukyus.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

19

- 20 -

第6頁

訳文

右の琉球住民に対し通路故障なく
旅行させかつ必要な保護扶助を与え
られるよう、その筋の諸官に要請す
る。

一九 年 月 日

琉球列島高等弁務官

- 21 -

裏表紙の内側

身分証明書に関する注意

1. この身分証明書は旅行免状の代りに交付されたもので、この交付を受けた者が米国の施政にある琉球列島に無条件で再入域することを保証する。
2. 外国旅行中の者で、この証明書を所持する者は最寄りの米国大使館又は領事館に保護援助を求めることができる。
3. 身分証明書の交付を受けた者は身分証明書面所定の場所に署名しなければならない。
4. この身分証明書は、特に定める場合を除き、渡航先国の査証を受けて、世界各国へ渡航することができる。
5. この身分証明書は、特に定める場合を除き、身分証明書の交付を受けた者が琉球列島に帰島したとき、身分証明書は効力を失う。
6. 身分証明書の交付を受けた者が身分証明書の日から一カ年以内に、琉球列島から出域しないときは、身分証明書は効力を失う。

III 「沖縄住民」の国籍

琉球列島等平和条約第3条に掲げられる地域及び住民については、日本国は、米国に行政、立法及び司法上の権利行使する権利を認めたにすぎず、従つて、わが国は、引き継ぎ主権（いわゆる残存主権）を保有しているので、領土の所属変更を生ずる場合とは異なり、関係住民の新領有国国籍の取得、国籍の選択等の一般的な国籍得喪問題は生じていない。すなわち、「沖縄住民」の日本国民たる身分は、平和条約の発効によつて変動を受けていない。従つて、わが国は、平和条約発効後の日本国籍の得喪についても、沖縄が依然日本領土であり、沖縄住民は依然日本国民であるとの立場に立ち、もつばらわが国国籍法の規定に則つてこれを取扱つてきている。一方、施政権者たる米側においても、「琉球住民たる要件及び権利義務」を定める琉球政府章典第3条（1952年2月29日民政府布令第68号）において、「琉球住民と

は、琉球戸籍簿にその出生及び氏名の記載をされている自然人をい。」とするとともに、「。。。日本國以外の外國の國籍を有する者または無國籍の者は、法令の規定による場合のほか、琉球戸籍にこれを記載することができない。」と規定して、結局日本國籍を有することをもつて、沖縄住民たる一要件としているのをはじめ、沖縄住民が、日本國籍を保有することを公に認めてい。る。

IV 本土及び沖縄における沖縄関係戸籍の取扱い
「沖縄住民」の範囲に関する上述の説明を補足し、これら住民に関する領事事務の取扱いを理解するための参考として、まず、日本本土及び沖縄現地における沖縄在籍者の戸籍の取扱いを略述する。

1. 沖縄は依然日本の領土であるから、日本國民は沖縄に本籍を維持し、またあらたに沖縄に本籍を定める等が可能であるが、現実には、同地の米軍による占領以後、わが国の施政権が及ばないため、福岡法務局の支局として、沖縄関係戸籍事務所が設置され、同事務所が戦争により滅失した沖縄関係戸籍簿の復元と、その後の戸籍関係事務の管掌に当つてきた。この沖縄関係戸籍事務所の管掌する戸籍は、日本の戸籍法に基づくものである。同事務所で編製している戸籍は、本戸籍と仮戸籍の両者があるが、仮戸籍のものが多いので、本説明では、同事務所にある戸籍を「仮戸籍」と呼んでおくこととする。

他方、沖縄現地においては、まず沖縄在籍者で、当時沖縄に居住していたものについて「臨時戸籍」の作成に着手したのをはじめ、

昭和29年4月以後は、戸籍整備法（1953年琉球政府立法第86号）の実施によつて、沖縄に現に居住していると否とにかかわらず、沖縄在籍者のすべてについて戸籍を戦前の状態に復元し、その後の身分変動をも入れて整備する事業が開始された。この事業には、本土側の沖縄関係戸籍事務所及び市町村も協力し、現在では沖縄現地の戸籍の整備は、ほぼ完成したものとされている。この結果、整備され、現在沖縄市町村が管掌している戸籍は、一般に「整備戸籍」と呼ばれている。本稿で、これまで琉球法制との関連で、「琉球の戸籍」と述べてきたのも、この「整備戸籍」を指すものである。

2. 本土における沖縄関係戸籍の取扱いについては、戦後の相当期間、沖縄市町村長の行なつた戸籍上の処理は、日本政府の関与する限りでないとして、たとえば、沖縄在籍者の戸籍上の届出にあたり沖縄現地の戸籍の謄本の添付を認めず、沖縄関係戸籍事務所の「仮戸

籍」の謄本のみを認め、また認知養子縁組、婚姻等の創設的身分行為については、法例第8条第2項または第13条第1項但書の規定を準用して、その効力を認めていた。これは沖縄現地の戸籍が、日本戸籍法に基づくものでないという法理上の理由のほか、沖縄において戸籍整備事業が開始されるまでは、本土、沖縄間に十分な連絡がないまま戸籍の復元整備作業が、別々に進められたこと、及び沖縄占領直後の米國海軍軍政府布告第1号により、当時の「現行法規の施行」が「持続」され、本土において昭和23年1月1日以降新民法、新戸籍法が施行された後も、沖縄においては相当期間、旧民法及び旧戸籍法が施行されていたこと等の理由により、本土の「仮戸籍」と沖縄現地の「臨時戸籍」との間に相当実質的な相違があつたことにもよるものである。

3. しかるに、琉球政府立法により、沖縄の民法及び戸籍法を、本土の新法と同じような内容にするための改正が行なわれて、これが昭

和32年1月1日から施行され、さらに「整備戸籍」の調整がほぼ完成したことにもかんがみ、昭和36年2月以降本土にあつても、沖縄の市町村長の行なつた戸籍上の処理に対して、本土の市町村長の行なつたものと同様の効果を認めて、沖縄の「整備戸籍」の謄本を本土の戸籍謄本と同様に処理する取扱いに変更されるに至つた。

この結果、現在本土市町村長による沖縄在籍者よりの戸籍の届出の実際の取扱いは、次のとおりとなつてゐる。

- (1) 届書を受理したときは、沖縄の市町村長に送付する。
- (2) 沖縄の市町村長から届書を送付されたときは、本土の市町村長から送付された場合と同様に処理し、沖縄の整備戸籍の謄本も、本土における戸籍謄本と同様に取扱う。

しかし、法律上の理由及び実際の便宜のため、福岡法務局沖縄関係戸籍事務所は、依然「仮戸籍」を管掌しているので、本

土の市町村は、次の措置をもとることとなつてゐる。

- (3) 沖縄関係戸籍事務所にも届書を送付する。
 - (4) 届出人が仮戸籍調整の申出をしていないことを知つた場合には、仮戸籍調整の申出をさせて、届書とともに、申出書を同事務所に送付する。
4. このように、現在においては、本土と沖縄間の戸籍の取扱いが統一されてきたとはいえ、依然本土の「仮戸籍」と沖縄現地の「整備戸籍」の内容が異なり、なお完全に一致しない点が残されていると思われる。その第1の理由は、本土において新民法及び新戸籍法が施行されていながら、沖縄においては旧法が施行されていた時期（昭和23年から31年まで）があつたことであり、第2の理由は、日本の戸籍法上は沖縄への転籍は自由であるが、沖縄現地の戸籍への記載については、米国民政府による若干の制限があるからである。

すなわち、1954年7月23日付民政府

指令第6号により、琉球列島に転籍するためには、「民政官」の許可を要することとされており、十分な理由がない限り、この許可の取付けは容易でない。さらに婚姻、その他身分上の変動に伴う入籍は、原則として許可を要せず、沖縄現地における届出はもとより、沖縄外において、日本側官憲に届出することによつても、自動的に行なわれるが、それにも例外がある。すなわち、「成年者が養子縁組または琉球女との婚姻によつて、琉球列島に戸籍を移転し、かつ、新本籍を定めようとする場合」には、事前に民政官の許可を要する（前出指令第6号第6条）こととなつてゐる。これによつて、沖縄在籍者の範囲が、「仮戸籍」と「整備戸籍」との間で異なることとなる可能性が残されているのである。

V 「沖縄住民」の在外における保護についての基本方針

1. 「沖縄住民」は、日本国籍を保有しているが、平和条約第3条後段は、「合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部又は一部を行使する権利を有するものとする。」と規定している関係上、「沖縄住民」が沖縄において現に米国の施政下におかれている限りにおいては、日本國の行政権、立法権及び司法権は、原則として、同住民に及ばないという特殊な状態にある。

しかしながら、「沖縄住民」が、米国の施政下にある領域を離れて日本本土に居住する場合には、同住民に対しては、日本國国民一般に認められた日本國の国内法上の権利の享有が完全に認められるとともに、同住民が日本國以外の第3国にある場合にも、同住民以外の日本國国民と同様に、日本國国民としての保護を日本國より受ける権利が認められる。従つて、各在外公館においては、「沖縄住民」が

日本国政府発給の旅券を有すると、米国民政府発給の身分証明書を有するとを問わず、これら住民に対し必要な場合、一般日本国民に対すると同様の適当な保護を与える権利及び義務を有する。

この保護の中には、旅券の発給、身分関係事項の届出の受理、各種証明事務、在監者訪問、身体、財産保護に関する接受国官憲との折衝、遺産関係事務等を含め、国際法上領事官憲に認められている一切の職務を含むが、沖縄がわが国の施政権下にない結果として、実際上わが国領事官が行ないえないものを除外することはもちろんである。

2. 他方、「沖縄住民」は、平和条約第3条に基づく施政権にかんがみ、「米国の保護の下にある者」として、米國の在外公館も国際法の認める範囲でこれに保護を与える権利及び義務を有する。國務省は、米国民に与えられていると同様の保護を「琉球住民」にも与えるべきこと及び日本の外交領事官憲が、日本の利害を主張する場合

には、日本側と協力すべきことを、米國の在外公館に訓令している。従つて、海外にある「沖縄住民」については、日米両国の保護が競合することとなる。

上記の國務省の訓令は、日米の責任の分担が明白でないことを認めつつも、「難破船の乗組員、琉球から出域した商用旅行者、米側機関の援助をうけている移住者のごとく、琉球と直接、かつ、現存のつながりをもつ場合には、米側在外公館が、保護について第一義的な責任をとるべきであろう。」としている。

事実、「沖縄住民」が、外国において生活困窮に陥り、あるいは在留する國の官憲から退去強制の処分を受けた等のために、再び米國の施政下にある沖縄に帰ることを希望する場合のごとく、その入域等の關係で、直接米國の施政権と関連する場合において、わが國の一方的処理により保護の実を挙げえない場合もあるので、わが方在外公館としても、米國の在外公館と連絡協議して、適宜の措置を

とつてゐる現状である。今後ともかかる場合はもちろん、生活困窮、疾病、傷害等の際に、米国在外公館の協力をえた方がより効果的な保護を行ないうる場合には、適宜米側と連絡、協議することとして差支えない。

なお、上記の國務省の訓令は、過去における米側による保護の事例が主として難破船の乗組員に関するものであつたとして、かかる場合には、那覇の米国領事部に対し、船名、所属港名、乗組員全員の姓名、並びに出生の場所及び年月日を通報し、必要な場合、那覇駐在の領事を通じ、民政府に対し、滞在費及び帰国費の送金を要請すべき旨を述べている。

3. 外国にある「沖縄住民」について、日米両国の保護が競合していることは、前記とのおりであるが、米国政府側よりみた場合、「沖縄住民」が、「米国の保護下にあるもの」としてのステータスを有する関係上、米国本土及びその属領にある場合には、わが國による保護の行使は第3間にある沖縄住民に対する

- 54 -

場合よりも、さらに若干の制約を受けることがありうる。しかし、在米のわが國領事官としては、少なくとも旅券の発給、身分関係事項についての職務の遂行を行なうこととは差支えなく、またその他一般的に助言を与えることも差支えない。もつとも、その他の若干の場合、たとえば、困窮者に対する援助等の場合には、米国官憲が救済の第一義的な責任を有すると主張する場合がある。また實際上も米国官憲に措置せしめた方が、より有効な保護措置をとりうる場合もあると思われるので、これを留意の上、適宜対処ありたい。

なお、米国において、「沖縄住民」が困難に陥入つた等の場合の米側の措置は、陸軍省が、移民局及び関係地方公共団体と連絡して、適宜処理しているごとくである。

なお、陸軍省内の担当部局は

Civil Affairs Directorate, Office of
Deputy Chief of Staff for Military Operation,
Army General Staff,
Department of the Army

である。

- 35 -

4. 以上を要するに、在外公館においては、沖縄住民も、日本国民であるとの基本的認識に基づき、これに対し万全の保護措置を講ずるとの方針で臨まれたい。沖縄住民の保護について特別の考慮を要するというも、沖縄出身者を本土出身者と差別するとの趣旨でなく、沖縄が米国の施政下にあるという特殊な状況にかんがみ、沖縄住民自身の便宜を図り、保護をより効果的ならしめるために必要な考慮を払うとの趣旨であることはもちろんである。

また、万一管轄地域内において沖縄出身者と本土出身者との間に感情的、社会的に融和しないごとき傾向がみられる場合には、在外公館が率先その是正に努力し、指導に遺憾なきを期されたい。

VI 沖縄関係領事事務に関する具体的説明

1. 戸籍、国籍事務

(1) 「沖縄住民」に関する戸籍及び国籍関係事務は、本土在籍者の場合と同様、在外公館において取扱つて差支えない。届書に添付する戸籍謄本は、福岡法務局沖縄関係戸籍事務所発行の「仮戸籍」の謄本はもちろん、沖縄の市町村長が発行した「整備戸籍」の謄本であつても差支えない。

ただ、これらの届（国籍離脱届を除く）は、本省経由沖縄関係戸籍事務所及び沖縄の本籍地市町村長の双方へ送付する要があるから、届書及び添付書類（戸籍謄本を除く）は、本土在籍者の場合におけるよりも通多く微し、本省へ送付ありたい。

(2) 在外公館執務参考書「在外邦人の戸籍及び国籍事務」に記載されている日本の大使、公使または領事への届出による日本人間の婚姻、養子縁組、協議離婚等は、日本法上いずれも「沖縄住民」についても有効である。

ただし、第Ⅳ章4.末段に記したように、養子縁組または婚姻によつて沖縄に戸籍を移転し、新本籍を定め、沖縄の戸籍に記載されるためには、民政官の事前の許可を要する場合があるから、その点当事者に注意しておかれたい（「沖縄への転籍の手続」3.参照）。

（参考）

沖縄への転籍の手続

1954年6月21日付米国民政府指令第5号、同年7月23日付同政府指令第6号及び1957年12月24日付規則第143号に基づき、沖縄への転籍の手続き等につき概説すると次のとおりである。

1. 転籍の一般的手続

沖縄へ転籍するには、所定様式による転籍申請書3部を琉球政府法務局長経由で高等弁務官に提出して申請する。これには高等弁務官の永住許可書及び日本にある本籍地の市町村長が発行する戸籍謄本を添付する。

転籍が許可されると許可書3部が申請者に交付されるから、許可の日から1カ月以内に、そのうちの2部を転籍地の市町村長に提出して、転籍の届出をする。それにより沖縄の戸籍簿に記載されれば、転籍が完了したことになる。

2. 元沖縄在籍者が本土から転籍する場合

かつて沖縄に戸籍を有していたが、その戸籍を本土に移した者が、永住のため沖縄へ再び転籍しようとする場合には、まず沖縄永住の許可（4「永住許可申請」参照）をえた上、沖縄に入域した日から／20日以内に、次の書類を各ノ部転籍地の市町村長へ提出することが必要である（転籍許可書の添付を要しない）。

- (1) 高等弁務官の発給する永住許可書
- (2) 永住許可が、琉球政府出入管理庁に正式に登録されていることを証する同出入管理庁長発給の証明書

(3) 琉球戸籍法に規定する転籍に関する届書

3. 成年者が養子縁組または婚姻により戸籍を移転し、新本籍を定めようとする場合

この場合には、事前に民政官の許可をうる必要がある。許可申請手続きは次のとおり。

すなわち、下記のごとく事件別に従い所定様式による申請書ノ部に、養親及び養子または夫及び妻の戸籍謄本を添付して、琉球政府法務局

経由で高等弁務官に提出する。

養子縁組による戸籍移転認可申請書

養子縁組による新本籍設定認可申請書

養子離縁による新本籍設定認可申請書

婚姻による戸籍移転認可申請書

婚姻による新本籍設定認可申請書

離婚による新本籍設定認可申請書

4. 永住許可申請

(1) 申請資格

永住許可申請は、最少限次の条件にかなつていなければ考慮されない。

(1) 申請の直前少なくとも3年間合法的に沖縄に継続居住していること。

ただし、最近3年のうちの一時不在期間が総計6カ月未満の場合、または外国の公認大学への留学による場合は、非継続居住とみなされない。

（永住者の配偶者または未成年の子、沖縄経済に特に裨益する専門的資格を有する者に対しては、この条件は該当しない。ま

たかつて沖縄に戸籍を有していた場合には、
この条件は適用されない。)

- (1) 沖縄警察による品行方正の証明。
- (2) 相当の生活を維持するに十分な財産、定職または自活能力。
- (3) 昭和28年12月25日から沖縄に継続居住している者で米国民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」第22条第6号の規定により、特に有効期限の定められない在留許可証明書を所持している者の配偶者及び未成年の子については、(1)の要件は適用しないことができる。
- (4) (3)の在留許可証明書を所持する者及びその未成年の子が一時訪問者として在留登録している場合は、(2)の要件を適用しない。

(2) 申請手続

- (1) 所定様式による永住許可申請書3部を琉球政府出入管理庁を通じて高等弁務官あてに提出する。これには国籍証明書及び許可申請資格の適格者であるとの証明書等を添付

する。

許可の通知をうけてから15日以内に出入管理庁に出頭して、在留許可証明書の変更を求める。

- (1) 1945年9月2日以前から引き続き沖縄に居住（その間の不在期間が引き続き10カ月を超えないこと。）している者等一定の者（指令第5号第2項）は、必然的に永住者とみなされることになつてゐるので、これに該当する者は、出入管理庁に在留許可証明書の変更を届け得ることができる。

(3) その他

指令第5号「永住許可について」に基づいて永住者となつた者で、その後再入域の許可を受けないで出域した者は、永住者としての身分を失なう。

2. 遺産事務

在外「沖縄住民」の遺産に関する事務についても、おむね在外公館執務参考書「遺産事務処理要領」（昭和32年8月）によつて処理してよい。

従つて、沖縄在住の相続人の調査、戸籍謄本、住民票等の収集、相続分決定後の遺産の送付等を在外公館において行なう必要がある場合には、本省へ連絡ありたい。

ただし、次の点に注意ありたい。

(1) 上記の調査、書類の収集等については、本省においてはすべて特別地域連絡局経由沖縄の現地関係当局に依頼することとなるから、本土籍者の場合よりも日数を要するものと予想される。

(2) もし相続分決定後の遺産の各相続人に対する送金が本省会計課長あてに送られると、本省においてはこれを一旦円貨で受取つた上、特別地域連絡局へ送り、同局において再び外貨として沖縄へ送金するということ

になるので、その煩を避けるため、当初から遺産管理人等または在外公館において、各相続人あての小切手として本省へ送付されることが望ましい。

3. 証明事務

わが国領事官の発給する身分関係諸証明、遺言証明、印鑑証明、接受國官憲の署名証明、翻訳証明等の各種証明は、いずれも沖縄において有効に受入れられている。

なお、出生証明、婚姻証明等の根拠として用いられる戸籍謄本は、福岡法務局沖縄関係戸籍事務所発行の「仮戸籍」の謄(抄)本、または沖縄市町村長発行の「整備戸籍」の謄(抄)本のいずれでも差支えない。

4. 船員・船舶関係事務

船員及び船舶関係諸法に基づく事務については、沖縄は独自の船員法、船舶法、船舶安全法、船舶職員法及び海難審判法を有しております、日本のこれらの法律は沖縄への適用がないので、わが領事官は、これらの事務を行なうことができない。

ただし、わが船員法は、日本船舶を所有することができる者等が借り入れた船舶についても適用の対象としているので、琉球船舶であつても、日本人（「沖縄住民」や沖縄法人を除く。）が裸用船した場合には、わが船員法が適用されるから、雇入契約の公認は日本の領事官が行なうことになる。

またわが船員法に定める船舶に「沖縄住民」が船員として乗船する場合は、本邦で発行した船員手帳を受有していなければならぬことになつてゐる。その船員手帳による雇入契約の公認、その他わが船員法上の措置をわが領事官がとりうることはもちろんであるが、琉球政府発給の船員手帳によつては、これらのことを行なうことはできない。 - 47 -

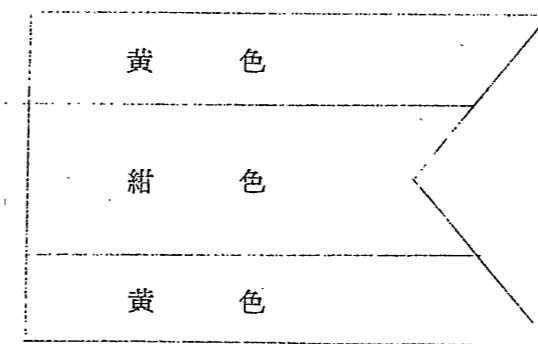
(参考)

1. わが領事官は、日本船員法等に基づいて外国における船員法等関係事務を行なつてゐるが、沖縄の関係法ではこの点どうなつてゐるかをみると次のとおりである。

たとえば、沖縄船員法では、管海官庁（工務交通局、宮古・八重山両地方庁）のほか指定市町村長に行なわせると規定し、また船舶法及び船舶安全法では、管海官庁を建設運輸局長、宮古・八重山両地方庁の長と定めている。しかし、外国におけるこれら事務を何人が行なうかについての規定がない。従つて琉球列島内においてのみ行なわれることになつていて、域外において雇入契約の成立等があつた場合、実際上いかに取扱われてゐるか不明である。

2. 琉球船舶は、琉球船舶規則により、船舶旗の掲示を規制する国際規則に従つて「信号旗「D」（デルタ）旗の旗端から等辺三角形を切りとつたもの」を掲げることに定められており、日本

国旗または米国旗を掲げていない。この船舶旗を図示すれば次のとおり。



5. 「沖縄住民」の海外からの帰国援助

海外において生活困窮状態に陥つたため、または乗組船舶が遭難したため、あるいは不法入域、その他の事由により「沖縄住民」を琉球列島へ送還する必要が生じた場合に、当該国当局は、日本国外公館に連絡してくる場合が多い。

本人に帰國意思がある場合には、わが方在外公館は、当該地米側出先機関（米国においては、移民局、州都市町村及び必要に応じ陸軍省）と連絡を保つて、積極的にこれを処理すべきであるが、上記の場合における身許照会及び必要経費の負担等について留意すべき事項は次のとおりである。

なお、米国側が、海外における「沖縄住民」の保護について、特に難破船の乗組員等の帰国援助を重視していることは、第V章で述べたとおりであるので、主として米国側の処理に委ねた方が、より有効迅速な処理が可能であると判断される場合には、主として米側に処理させて差支えない。その場合にも、米側よりその処理

状況について隨時通報を受け、本省へも報告するよう努められたい。

- (1) 身許照会等をわが方で行なう必要がある場合には、本省を通じ特別地域連絡局及び那覇日本政府南方連絡事務所経由、または在京米大使館及び民政府経由で行なう。
- (2) 滞在中の諸経費及び帰国に要する船賃等は、帰國者側が負担するのが原則であり、帰國者の留守宅等が送金できる場合は、その送金により支払うべきであるが、あらかじめ上記について本省を通じ、沖縄施政当局より後日支払いの保証をえた場合には、帰國者を乗船せしめる関係船舶会社にその旨を伝え、後払いの便宜供与方を依頼する方法をとることも考えられる。
- (3) 国の援助等を必要とする帰國者に関する領事官の職務等に関する法律は、「沖縄住民」にも適用される。ただし、同法の帰郷費には、本土から沖縄までの交通費等は含まれていないので、その捻出が困難（注）である等の事

情があるから、沖縄へ帰郷を要する者を同法で帰国させる場合には、特に前広に本省に連絡するよう留意されたい。

(注) 最近国援法により帰国させた沖縄出身ボリヴィア移住者の場合には、本土到着後沖縄までの船賃を生活保護法による扶助として特別に支給したことがあるが、今後もこの方法をとりうるかどうか疑問である。

(4) 審航者等で日本旅券、あるいは米国民政府発給の身分証明書のいずれをも有していない場合等において、帰國の際の旅行証明書をわが方において発給する必要があるときは、旅券または国籍証明書を発給する。

ただし、旅券を申請させるには戸籍謄(抄)の提出を要るので、それをとりよせるいとまがない場合には、本省経由その他適宜の方法により、その者が日本国籍を有することを確認の上国籍証明書を発給することになるが、同証明書が本人の経由国で旅行文書として認められないようであれば、戸籍謄(抄)

本をとりよせさせて、旅券を発給するよりいたし方がない。

なお、沖縄に本籍を有する者で、沖縄と強い身分的つながりを持つものであつても、第Ⅱ章で述べたとおり、民政府からの事前の入域許可をえなければならないものがありうるから注意を要する。この入域許可は、現地出発前に取得しておくことが望ましいが、本土經由帰島する場合には、本土到着後に総理府特別地域連絡局を通じ取得することとしてもよい(7.「沖縄への渡航」参照)。

6. 日本旅券の発給

沖縄に本籍を有する者については、福岡法務局沖縄関係戸籍事務所作成の「仮戸籍」の謄（抄）本によつて旅券を発行できることはもちろんあるが、沖縄の市町村長の発行した戸籍謄（抄）本または米国民政府発給の身分証明書を添えて申請がある場合でも、旅券を発行できるようにすることにつき法務省に協議した結果、同省においても異議がないので、本年1月21日付外務省告示を公布し、2月10日から実施されている。この結果、旅券法第3条第1項第3号に定める戸籍謄本等（すなわち、日本戸籍法に基づく戸籍の謄本等）の提出を省略できることとなつた。

すなわち、「沖縄住民」に対しては、従来も便宜上身分証明書を身許確認の手段とし、また沖縄の市町村長発行の戸籍謄（抄）本を認めて旅券を発給した事例はあるが、上記告示により、これら沖縄で発行された戸籍謄（抄）本または身分証明書（いずれも提出または提示の日前6月以内発行

のものに限る。）によつても、日本旅券を発行することが正式に可能となつた次第である。

なお、身分証明書は、「沖縄住民」の沖縄への再入域のため必要であるので、廃棄することなく、本人に返却されるべきものである。

7. 在外邦人の沖縄への渡航

沖縄は、日本がその潜在主権を保有しながらも、その施政権は米国によつて行使されているという特殊の環境下にあるため、沖縄への渡航には特別の手続が必要であるが、本項では、特に在外邦人の沖縄への渡航手続について述べる。

在外邦人の沖縄への渡航に当つては、有効な旅券またはこれに代わる公式の渡航証明書とともに、米国政府（陸軍省ないしは琉球列島米国民政府）の発給する沖縄入域許可証を持たなくてはならない（琉球列島出入管理令第12条）。

このうち、旅券またはこれに代わる公式の渡航証明書は、当該在外邦人が米国に居住している場合と、米国以外の外国に居住している場合、米国に居住していても永住権をもつている場合ともつていらない場合、またその居住する外国から直接沖縄へ渡航する場合（現在では、この場合はきわめて稀である。）と、本邦経由沖縄へ渡航する場合とでぞれぞれ異なる。

しかし、いざれの場合も、沖縄入域許可証の必要なことは変りなく、これはいわば査証ともいえるものである。もつとも沖縄住民が米国極東軍総司令部または琉球列島米国民政府発給の「海外渡航（あるいは旅行）証明書」または「身分証明書」を持つて海外（日本を除く）へ渡航した場合には、これら「証明書」が沖縄への再入域許可を当然に保証しているため、あらためて入域許可証をとりつける必要はない。

(1) 沖縄入域許可証

沖縄入域許可証は、前述のとおり米国政府が発給するもので、その有効期間は12カ月間で、有効期間中に限り2回目以後の渡航については、さきの許可証の確認だけで渡航に許可されることになつてゐる。

在外邦人が本件入域許可書を取得するには、

その在留地で申請し、取得する方法と本邦に一旦帰国してから取得する方法との2つがある。

(イ) 在外で取得する方法

沖縄入域許可申請に当つては、別添I様式の申請書3通を米國官憲に提出することになるが、米國国内で提出する場合と米國以外の外国で提出する場合とで、その受理機関が異なる。

(ア) 米国で取得する場合

米國に居住する邦人が沖縄入域許可を申請する場合には、次の米國官憲のいずれかに申請書を提出する。

(A) Pacific Military Permit Branch
Rm 1B 874,
Pentagon, Washington, D.C.

(B) H.Q., U.S. Army Pacific Office of the
Assistant Chief of Staffs, G 5,
APO 96558

(ウ) 米国以外の外国で取得する場合

米國以外の外国に居住する邦人は、その居住地を管轄する米國在外公館へ申請

する。この場合、当該邦人の居住地を管轄する本邦在外公館は、当該邦人の米國在外公館への申請について、許可促進などの便宜上可能な範囲で当該邦人を援助することが望ましい。

もし、その居住地を管轄する米國在外公館の所在しない場合、あるいは当該米國在外公館が本件申請の受理を拒否した場合（過去にかかる事例があつた。）などのような事情やむをえない場合には、本邦在外公館が本件申請を受けつけ、本省経由総理府特別地域連絡局に手続することになつてゐる。

(エ) 日本で取得する場合

日本に帰国後入域許可申請を行なう場合には、直接あるいは滞在地の都道府県庁経由総理府特別地域連絡局に申請書を提出する。

以上のうち、米國で入域許可を申請する場合を除き、いずれもその申請受理機関が直接

許可する権限を有しておらず、許可権限を有する機関に経由することになるから、相当前方に申請することが必要である。現在のところ、一般的に米国民政府の在京出先機関（Ryukyu Travel Unit, Japan）限りで処理されるので、申請から許可取りつけに要する日数は、ほほ2～3日であるが、なかには相当の期間を要するものもあるので、日本本土到着後申請することは、滞在費などの見地からも、事情やむをえない場合のほかは、避けるよう指導することが望ましい。

- 60 -

(2) 有効な渡航文書

沖縄への入域に当つては、前述のとおり、有効な旅券またはこれに代わる公式の渡航証明書が必要であるが、入域に当つて有効な旅券またはこれに代わる公式の渡航証明書として認められるものは、(イ)日本政府発給の身分証明書、(ア)日本の在外公館長発給の国籍証明書、(ウ)日本国旅券及び(エ)琉球列島米国民政府発給の身分証明書の4文書がある。

これらの文書のうち、無条件で有効な渡航文書として認められるのは、(イ)の日本政府発給の身分証明書及び(エ)の琉球列島米国民政府発給の身分証明書であつて、(ア)の日本の在外公館長発給の国籍証明書及び(ウ)日本国旅券は、一定の条件の下でのみ有効な渡航文書と認められるにすぎない。

説明の便宜上まず日本の在外公館長発給の

国籍証明書から述べることにする。

(イ) 在外公館長の発給する国籍証明書

在外公館長の発給する国籍証明書は、日本帰国に当り有効な渡航文書と認められるが、日本に帰国するとともにその渡航文書としての効力はなくなるのが原則である。

その特例として、在米公館長の発給するもので、永住権を有する邦人に對し発給する国籍証明書（昭和30.1.9付移渡合第1642号参照）は、米國への再入国まで有効であるため、日本への帰国によつて渡航文書としての効力は失われず、日本出国に當り渡航文書として認められる。

従つて、沖繩への入域に當つて、有効な渡航文書として認められる国籍証明書は、(イ)当該邦人がその在留国より直接沖繩へ入域する場合には、すべての本邦在外公館長の発給する国籍証明書であるが、(II)本邦経由で沖繩へ入域する場合には、米國駐在の本邦在外公館長が永住権を有する邦人に對し発給する国籍証明書に限られる。

(ロ) 日本国旅券

日本国旅券は、本邦帰着と同時に効力を失うので、在留国より直接沖繩へ入域する場合を除いては、沖繩渡航に当たり有効な渡航文書とはならない。米国に永住権を有する邦人であつても、前記米国駐在本邦在外公館長の発給する国籍証明書におけるがごとき例外はない。

(ハ) 日本政府の発給する身分証明書

米国に永住権を有し、米国再入国まで有効な米国駐在の本邦在外公館長の発給する国籍証明書を所持する者以外の在外邦人（沖繩住民で、有効な琉球列島米国民政府の身分証明書または日本渡航証明書を所持する者を除く）が、本邦経由沖繩へ入域する場合には、日本政府の発給する身分証明書のみが有効な渡航文書となる。

この身分証明書は、沖繩への入域許可証所持を前提条件として発給されるものであるから（昭和27.6.30政令第219号第3条）、入域許可証を所持しない者は、入

域許可証発給申請とともに、その発給を申請することになつてゐる。この点旅券の発給と査証取付の順序と逆になつてゐる。

この身分証明書の発給をうけようとする者は、別添Ⅱ様式の身分証明書発給申請書に連に下記の書類を添付して、直接あるいは滞在地の都道府県庁を経由總理府特別地域連絡局に提出し、申請する。身分証明書は、すでに入域許可証を所持する者は、特殊の場合を除き、数時間で発給されている。

記

(1) 身元申告書 2通

(2) 沖縄入域許可証

沖縄入域許可証のない場合は、旅券ないし国籍証明書

(3) 写真(5センチ平方のもの) 2葉

なお、この身分証明書は、所持者が沖縄から本土に帰国と同時に効力を失なうが、数次往復用の場合には、2年間有効である。

(3) 琉球列島米国民政府発行の「身分証明書」
琉球列島米国民政府の発行する身分証明書は、1955年8月13日付民政府布令第147号第18条の規定にも明らかにおり、沖縄住民の海外(日本を除く)への渡航の際の渡航文書であり、海外から直接沖縄へ入域すると、本邦経由入域するとを問わず、有効な渡航文書である。前述のとおり、本身分証明書は、同時に沖縄への再入域を許可するものであるので、本身分証明書所持者は、沖縄入域に当り、別に入域許可証をとりつける必要はない。

なお、日本政府は、この身分証明書を所持して沖縄へ帰還する在外邦人が本邦を通過することを認めてゐるので、本邦通過のために日本国旅券を発給携行させる必要はない。

なお、紛失、焼失などにより、本身分証明書の再発給あるいは書換えの事由が生じた場合は、沖縄に居住する留守担当者などに写真2葉及び再発給あるいは書換えを必要とする

理由書を送付し、琉球政府法務局出入管理庁に対し代理申請せしめて、新しい身分証明書の発給ないし書換えを受けることになつてゐる。

(4) 日本渡航証明書

前記(2)及び(3)に記述した渡航文書のほか、沖縄入域に当り有効な渡航文書と認められるものに、琉球列島米国民政府発給の「日本渡航証明書」がある。

この証明書は、琉球住民が日本本土へ旅行する場合にのみ発給されるもので（布令第147号第4条）、日本本土以外への渡航には身分証明書が発給されることは前述のとおりである。ただし、沖縄住民で、沖縄において日本渡航証明書の発給をうけて、一旦日本本土に渡航した後、日本国旅券を取得し、本旅券をもつて外国に渡航する者が多い。

これら沖縄住民が、その在留國より本邦經由沖縄に入域する場合はもちろん、在留國より直接沖縄に帰島する場合にも、この日本渡航証明書が有効な渡航文書として認められ、この証明書は、沖縄再入域許可を含むものであるから、あらためて沖縄入域許可証を取得する必要はない。